

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（総務省）

○ 省全体における取組

◆ 幹部職員からのメッセージの発信・幹部職員の意識改革

- 職員の意識改革を図るために、庁内放送等を通じて幹部職員から職員へのメッセージの発信
- 自らも率先して働き方改革に取り組むことを宣言するため、「働き方宣言」を作成し、周囲に積極的に働きかける
※「働き方宣言」…幹部職員が自らも率先して働き方改革に取り組むことを宣言するもの

◆ 「ゆう活」の実施と超過勤務縮減

- 幹部職員から部下職員にフレックスタイム制や年次休暇、テレワークを活用する働き方改革の実現に向けたメールを送付
- 超過勤務予定の事前確認の徹底や、超過勤務時間を省内職員へ見える化

◆ テレワークの促進

- 7月22日（月）から9月6日（金）までの間、「総務省テレワーク・デイズ」を設定し、Web会議の実施を含め、職員のテレワーク勤務を促す

◆ TDM の試行

- 7月22日（月）から8月2日（金）までの間、フレックスタイム制や年次休暇、テレワーク等の活用により、①及び②について7時45分から9時45分までの間の出勤を回避する
 - ① 本省常勤職員 目標3割（7月24日（水）は5割）
 - ② 圏央道内の地方支分部局等常勤職員 目標1割

◆ 休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進

- 夏季休暇（3日）と合わせた1週間以上の長期休暇の取得を推進や、年次休暇取得状況を省内職員へ見える化

○ 「ゆう活」実施概要

- 実施期間：令和元年7月～8月の2か月間
- 実施概要等：17時15分までに退庁予定の者を「ゆう活」実施者とし、当該職員は原則定時退庁する。